

第1333回 高知市教育委員会12月定例会 議事録

1 開催日 令和7年12月18日（木）

2 教育長開会宣言

3 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第54号 審査請求に対する裁決について（継続審議）

日程第3 市教委第55号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

報告 ○第510回高知市議会定例会に提出する予算議案、予算議案（その2）及び予算外議案、
予算外議案（その3）に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和8年度高知市学校給食調理等業務委託事業者の選定結果について

○高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）入室検討委員会設置要綱について

○令和7年12月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	永 野 隆 史
	2 番委員	谷 智 子
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	教育政策課企画調整担当副参事	野 町 はる奈
	学校教育課副参事	入 江 洋
	学校教育課指導主事	久 保 智 司
	教育研究所長	越 智 知 恵
	教育研究所副所長	大 坪 顕 彦
	青少年・事務管理課長補佐	森 岡 麻 由
	教育政策課長補佐	田 中 茂 夫
	教育政策課食育担当管理主幹	上 田 俊 江
	教育政策課総務担当係長	池 上 弘 倫
	教育政策課主査	四 國 真 衣

1 令和7年12月18日（木） 午後4時～午後5時（本庁舎6階 612・613会議室）

2 議事内容

開会 午後4時

永野教育長

ただいまから、第1333回高知市教育委員会12月定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

署名委員は、森田委員、お願いいたします。

森田委員

はい。

永野教育長

本日は議案が2件でございます。それから報告事項は4件となっております。議事進行の都合によりまして、日程第3、市教委第55号から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。それでは、日程第3、市教委第55号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

青少年・事務管理課長補佐

資料3ページを御覧ください。今回の改正は、令和8年1月に国の標準仕様に準拠した新たな就学システムが稼働するに当たりまして、発行帳票の運用を変更したことで、帳票の名称を変更する必要が生じたものでございます。

国は、税や住民基本台帳など、自治体の基幹業務に関する情報システムを統一することで、効率的な行政運営と住民サービスの向上を図るとしまして、令和3年に地方公共団体情報システム標準化に関する法律を制定し、自治体に対し、令和7年度末を目標に、国が定めた標準仕様に準拠した情報システムへの移行を求めているところでございます。

本市におきましては、一部の業務を除きまして、令和8年1月5日に標準準拠システムに移行することとしておりまして、現在の就学システムである学籍事務支援システム、就学援助システムにつきましても、同日をもって新たな就学システムが稼働することとなっております。

この新たな就学システムは、先ほど述べさせていただいたところではございますが、国がその標準仕様を定めたものとなっております。現行の就学システムで実装されている機能が、そのまま新システムに実装されるとは限らない状況でございます。

資料5ページの新旧対照表を御覧ください。今回の改正の対象となる帳票が、卒業証書授与台帳になります。卒業証書授与台帳は、現行の就学システムから発行することができるものでありまして、その学校を卒業されました児童生徒の氏名、生年月日、卒業証書の番号、保護者の氏名、進学進路などを記載したものとなっております。

新システムでは、職員が学齢簿情報を抽出、加工しなければ作成できないものとなっております。一方、新しくなります卒業生台帳については、学校で現在日常的に使用されております校務支援シ

システムから発行ができるものでありまして、卒業証書授与台帳と同等の記載があるものとなっております。

このことから、新システムへの移行後は、校務支援システムの卒業生台帳をこれまでの卒業証書授与台帳に代わるものとして取り扱うことといたしまして、その名称を定めております。施行日につきましては、新システムの稼働日となる令和8年1月5日としております。説明は以上でございます。

永野教育長

では、これに関して質疑を行います。御質問等はございますでしょうか。

森田委員

データの内容、必要な内容自体は引き継がれており、その名前が変更されるけれども、データそのものの不便はないということですか。

青少年・事務管理課長補佐

そうです。新しいシステムと、これまで使われていた校務支援システムでは、同じデータが管理されている状態ですので、発行するシステムが変わったとしても、内容としては同じものが発行できるようになっております。

永野教育長

要するに、校務支援システムがリニューアルされるということですか。

青少年・事務管理課長補佐

元々、校務支援システムにはその機能があり、県下の高知市以外の市町村では、その機能を使って作成しているのではないかと思います。高知市は独自のホストコンピューターの中に同様の機能があったので、今まではそちらを使っておりましたが、標準システムの中にはその機能がないので、高知市も県下で使われているものを使っていこうということになります。

永野教育長

よろしいでしょうか。ほかに質問もないようですので、本件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第55号、「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第55号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項でございます。「第510回高知市議会定例会に提出する予算議案、予算議案（その2）及び予算外議案、予算外議案（その3）に対する意見についての教育長専決処分の報告」について、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長

令和7年12月市議会定例会提出議案を御覧ください。令和7年12月市議会定例会に提出しております、教育委員会所管の議案は、補正予算議案4件と予算外議案1件でございます。

まず、予算議案です。(1)、奨学資金の減額補正6,300,000円について御説明いたします。補正の内容といたしましては、1つ目が、高知市大学等奨学基金貸付に係る新規申請者の実績数が、当初の見込みを下回ったこと。2つ目が、昨年度からの貸付継続者について、親族から金銭援助が見込まれることから、必要としなくなったことによる辞退者が1名出たことに伴い、減額補正を行うものでございます。

次に2ページ、繰越明許費の設定についてでございます。地方自治法の規定により、今年度内に完了できない事業につきまして、令和8年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて、議会の承認をいただくものでございます。

まず、今年度当初予算で御承認いただいております、小学校の施設整備事業についてです。十津小学校と久重小学校で、プール槽の入替えを行うための設計業務でございます。プール槽の定期点検により、FRP製の槽に経年劣化が認められたため、槽の入替えを行うものでございます。

できる限り安価な方法での改修として、槽の補修についても検討しておりました。その結果、今後の維持管理を踏まえて、槽の補修ではなく、プール槽の入替えを行うこととして、入替え後の槽の材質について検討していたことから、本設計に係る業務の年度内の完了が困難となり、繰越しを行うものでございます。

次に、中学校の施設整備事業についてでございます。

1つ目は、一宮中学校貯水槽の更新を行うものでございますが、本年度に設計を行い、工事は断水作業を伴いますことから、冬休み期間を中心に、仮設給水タンクへの切替えを行う予定でございました。しかしながら、仮設給水タンクの納期に時間を要することが判明し、当該期間中に切替えができなくなったため、年度内での工事完了が困難なことから、繰越し措置を採るものでございます。なお、仮設給水タンクへの切替えは、令和8年の夏休み期間中に実施することとしております。

2つ目は、旭中学校の下水道接続工事についての設計業務でございます。令和8年3月31日から供用開始予定の下水道本管に排水管を接続するための設計を実施するものでございます。下水道接続に伴い、浄化槽を廃止いたします。この浄化槽につながっているグラウンドのトイレ移転改築場所等について、学校との協議に時間を要したことに加えまして、11月に実施しました入札に応札がなく、不調となりましたことから、年度内に業務の完了が困難となったため、繰越しを行うものでございます。

次に、高等学校の施設整備事業についてでございます。高知商業高校の野球場フェンス等の改修工事と雨天練習場改築工事の設計を実施するものでございますが、施工内容等について学校等との協議に日数を要しましたことから、年度内に完了が困難となり、繰越しを行うものでございます。

3ページを御覧ください。(3)、学校給食物価高騰対策臨時特例事業費負担金(小中義務教育学校)の補正額152,338,000円について御説明いたします。

11月21日付け閣議決定、「強い経済を」実現する総合経済対策」において、物価高騰に伴う子育て世帯支援として、小中学校等における学校給食費の支援が、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューとして示されたことを受け、本市は当該交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた市民の皆様を支援することといたしました。

教育委員会では、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するために、小中学校等における学校給食費の支援を行いたいと思います。支援の具体的な内容としましては、当該交付金を活用して、高知市立学校における令和8年2月及び3月の保護者負担分を公費で負担するものでございます。

詳細としましては、③、給食回数に基づく保護者負担額を御覧ください。対象となる児童生徒数、給食費単価、給食予定回数から、2月の所要額を約82,198,000円、3月を約69,993,000円と見込み、合計約152,191,000円の保護者負担額を計上するものでございます。

なお、補足としまして、就学援助世帯、生活保護世帯などの学校給食費については、別途公費が支給されておりますので、当該世帯への支給額を除いた金額を、また、交付金の趣旨が保護者の負担軽減であることから、教職員等の給食費は対象外といたします。

次に④、食物アレルギーによる給食提供困難世帯への給付としまして、食物アレルギーのため給食実施日には毎回お弁当を持参されている家庭、対象者は小学校12名、中学校1名となりますが、その家庭に対しまして、保護者負担軽減を目的として給食費相当の給付金、総額約147,000円を支給いたします。

続きまして5ページの(4)、学校給食物価高騰対策臨時特例事業費(特別支援学校)の補正額334,000円について御説明いたします。内容としましては、先ほどと同じく、重点支援地方交付金を活用して、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するものでございます。

対象となる児童生徒数、給食費単価、給食予定回数から、2月及び3月の所要額を約334,000円と見込むものでございます。また、補足としまして、小・中・義務教育学校の際に御説明した食物アレルギーによる給食提供困難世帯への給付につきましては、現在特別支援学校では対象者がおりませんので、計上はございません。

なお、特別支援学校は学校で食材の調達から給食提供までを行っておりますので、賄材料費として予算の補正を行うものでございます。

次に、市第200号、「高知市立高等学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布されたこと等を踏まえ、高知市立高等学校教育職員の教職調整額の引上げ等を行うため、所用の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、教職調整額につきましては、現行の給与月額100分の4に相当する額を、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に引上げ、100分の10に相当する額まで引き上げることといたします。また、指導改善研修被認定者と認定された教員については、教職調整額の支給対象から除くこととなっております。

以上の内容で教育長専決の上で議会に御諮りをしております。説明は以上でございます。

永野教育長

報告事項がたくさんございまして、今初めて御覧になる委員さんもいらっしゃるかもしれません。どうぞ少し見ていただいて、質問や御意見等がございましたら、お願いいたします。

谷委員

学校給食費の2月、3月分を負担する。保護者は払わなくていいということですね。保護者は喜ぶのではないかなと思いました。とても良いことだと思いました。

永野教育長

昨年も経済対策があつて、同じ時期に給食費の保護者負担分を公費で負担したと記憶しています。今回の経済対策でも同じ対応をしたいと思っております。

教育政策課長

今年度は9月いっぱいを既に無償化にしております。さらに、経済対策が打ち出されましたので、昨年度と同じように、2月、3月もということになっております。

谷委員

今後、国の方針としても、学校給食費を無償にするという方向で進んでいるのですか。

永野教育長

その動きが昨日、今日もあつたようなので、構わない範囲で動きが分かれば説明してください。

教育政策課長

資料を御配りさせていただいてよろしいでしょうか。

この数日の間で特に、自民・維新・公明の3党の方で議論が進んでおります。一方で確定情報はまだ流れてきてない状況ですが、先日の12月議会でも公明党議員からの質問に対し、市長が回答しました内容が、先ほど説明した内容になっています。

この時点では、月額4,700円程度を軸に検討しているという報道の内容でした。現時点では、高知市では5,700円ぐらいですので、1,000円が足りません。これを年額に直しますと、約150,000,000円が不足すると言われております。市長もアクションを起こされているところですが、今週に入つての報道、今日の先ほどのニュースなどを見ますと、5,200円に金額が上がっている内容で3党が合意したという報道がございました。

それで行くと、高知市においては児童1人当たり1か月500円が国による補助金額を上回っているという状況になります。これをどう進めていくかという作業をこれから急ピッチで進めていくこととなります。ここに関して、まだ何も決まったものはございません。現状は以上です。

永野教育長

当初は4,700円でスタートしたみたいで、現行、私たちは、5,700円をいただいていますので、その1,000円の差額をどういうふうに埋めるかを考えないといけません。全国の自治体の長が、とてもじゃないけど、それぞれ財政に逼迫度が大き過ぎるので、もっと補助率を上げてくれ、そもそも無償と言っていたじゃないかということですが、どうも無償にはならないですね。

この差額をどう埋めるか市長部局とも相談しながら、財政とも相談しながらやっていかなければいけないというのは、4月以降の論議になると思いますが、今の厳しい財政の中でどうするのか、あるいは保護者にいただくのか、仮に500円の差でいただいたらどうなりますか。

教育政策課長

1食あたり数十円くらい、100円までもいかないくらいの金額です。

永野教育長

仮に保護者に求めても、年間1万円もいかないくらいのお金ですね。

森田委員

私の勉強のために教えていただきたいのですが、市第200号のこういう方には、教職員調整額を支給しないというところにある指導改善研修被認定者というのは、具体的にどのような方か、期間は決まっているのか、教えていただけますか。

学校教育課

具体的には3つあります。1つは専門的な知識や技術が不足している教員、2つ目として、指導方法が不適切な教員、例えば授業内容がずっと板書をするだけであるといったことが該当します。3つ目としまして、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない教員、コミュニケーションが不適切な教員という事になります。期間としては1年ですが、1年間延長されることもありますので、2年以内です。

森田委員

それは校長先生が認定するのですか。

永野教育長

任命権者です。県ならば県教育委員会、市立ならば市の教育長になりますかね。端的に言えば、指導能力に欠けていると判断されたものです。認定もなかなか、手続きが要るのでしょうか。そのほか、よろしいでしょうか。

では、続きまして、「令和8年度高知市学校給食調理等業務委託事業者の選定結果」について事務局から御説明願います。

教育政策課長

1枚刷りのA4縦の資料を御覧ください。今回、委託事業者を選定する調理場は、3の表に記載しております、潮江東小学校、昭和小学校、高須小学校の計3施設となっております。1のプロポーザル選定委員会の開催経過のとおり、7月と10月に選定委員会を開催し、2回目の選定委員会でプレゼンテーションを受けた上で、交渉権者を選定いたしました。

2にありますように、選定委員会の委員は合計9名で、上から6名が専門的な知識を有する方と保護者の代表です。この6名は教育委員会以外の方々です。7人目以降は、今回対象となる学校の校長でございます。それぞれ自校に係る委託事業者の審査を行いました。審査当日は委員の欠席はありませんでした。

審査の結果は3の表のとおりで優先交渉権者は、いずれの学校も株式会社メフォスとなりました。応募状況としましては、潮江東小学校は3社、昭和小学校は2社、高須小学校は3社から応募がありました。委託期間は、いずれも令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間としております。

次に4の選定方法です。まず、事務局において、資格要件を満たしていることを確認し、審査につきましては、資料の裏面になりますが、委員1人の持ち点を250点で事業者の提案書の審査、プ

レゼンテーション及びヒアリング審査を行いました。各委員の点数の合計により選定し、(3)の集計結果のとおり、優先交渉権者を選定しております。

5にあります優先交渉権者の選定理由ですが、各委員からの御意見として、学校給食調理に長年携わってきた中で蓄積されたノウハウと実績をいかした安全衛生管理が行われていることや、安全衛生管理への積極的な提案があったこと。

食育や危機管理についても具体的な提案があり、学校との連携姿勢が見られること。長年の食中毒ゼロなど、事故防止などの努力を継続していることといった御意見がありました。

説明は以上です。

永野教育長

この件に関しまして何か御質問はございませんでしょうか。

森田委員

この比較の対象となったA社とB社なんですけど。参考のために、これは、高知の会社なのかどうか、お答えをいただけるようであれば教えてください。

また、A社、B社に対してメフォスさんの強みっていうのがやっぱり衛生管理だとか、安全のところだったということかと思いますが、ギャップはどこだったのかを参考までに、お尋ねできたらと思います。

教育政策課長

A社とB社が高知市内であるかどうか、県内であるかどうかをお答えすることはできかねます。メフォスの他社に対する強みは、5番に書いているところに集約されるかと思います。

御提案いただいた内容は各社のノウハウの部分であって、場合によっては公表したくないということもありますので、今ここで具体的なことを申し上げることはできませんが、選定結果としては得点に表れているのではないかと思います。

森田委員

前にも選定いただいた中で地元の会社とかいうのもあった気がしたので、地域加算とかもあったので、地域活性化みたいなところはどうかかなと思ってお尋ねしました。

谷委員

例えば、高須小だったら、メフォスが1,393点でA社は1,376点であまり差がない感じがするのですが、全体的にトータルしたときの点数ということですよ。特に、何か大きな差があるとかそういうことではないですよ。潮江東小もA社とは僅差ですね。今後のことも考えると、はっきりした採点基準は大事なのではないかと思います。

永野教育長

そのほかに御質問等はございませんでしょうか。

それでは、「高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）入室検討委員会設置要綱」について、事務局から御報告をお願いします。

教育研究所副所長

11月定例教育委員会で御審議いただきました、高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）の設置規則に基づきまして、高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）入室検討委員会設置要綱を作成いたしましたので、御報告させていただきます。

本要綱は、高知市立潮江中学校分教室設置規則の第4条第2項の規定に基づき、高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）入室検討委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めたものでございます。お手元の資料の高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）入室検討委員会設置要綱を御覧ください。

まず、第2条の所掌事項を御覧ください。入室検討委員会は、不登校生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、不登校生徒それぞれの個々の状況等に応じた支援を行うため、(1)、不登校生

徒の入室及び退室に関する事項、(2)、その他教育委員会が必要と認める事項について検討を行うものとしております。

第3条の組織については、お示ししている5点としておりますが、3の委員は、別表に挙げる職にある者をもって充てるとしており、学校教育課長、人権・子ども支援課長、教育研究所長、少年補導センター所長、高知市教育研究所教育支援センター長を充てております。

第4条の会議については、委員長が必要に応じて招集し、議長となり、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないことや、必要があると認めるときは、委員長が委員以外の者に、出席を求め、資料の提出や意見、説明、その他協力を求めることができるとしております。

説明は以上でございます。

永野教育長

この件に関して、何か御質問はございますか。

この要綱とは直接関係はないですが、今回応募していただいたお子さんたち、あるいは、その前の説明会等について、どのくらいの関心があったのかというようなところで説明できる範囲でいいので、この1か月くらいの状況をちょっと御紹介ください。

教育研究所副所長

学校説明会に関しては、11月の14、15と2日間行いまして、2日間で、生徒・保護者・塾講師等の関係者延べ69名の方に参加していただいております。その中で、申請期間を3週間ほど置きまして、15名の生徒に申請をしていただいております。

昨日から明日にかけての3日間、面談を行っております。今のところ、予定どおり申請している方に来ていただいておりますが、現在の中学1年生の方が5名、中学2年生の方が10名申請をしてくれており、ちょうど募集の15名程度に収まった状態でございます。

この面談を受けて来週24日には入室検討委員会を開いて、入室についての許可を出し、12月末までには保護者、学校に報告するようになります。

永野教育長

その15名という定員は、収まるべくしてそうしたわけじゃないですよ。

教育研究所副所長

説明会参加者は69名でしたが、世帯数では43くらいの世帯だったので、中には、私立のお子さんや、小学校の方に興味がある御家庭だとかがいっぱいありました。もちろん全員が申請するものではなかったのですが、その中で来ていただいた方からも申請がありました。

永野教育長

私立からも来ていましたか。

教育研究所副所長

私立からも3から4家庭くらい来ていました。

永野教育長

全体像が分からないから、小6も来ていたのではないですか。

教育研究所副所長

小6、小5の保護者や子供も来ていました。

谷委員

特別支援学級のおさんは別になりますか。

教育研究所副所長

対象ではありません。

谷委員

普通学級で不登校の子供ということですか。

教育研究所副所長

そうです。

森田委員

面談はどんなイメージですか。マッチしているのかとか、入って何をしたいのかとか、今どんな気持ちなのかとかそんな感じなのでしょうか。

教育研究所副所長

保護者の方1名と本人の2名で同時に行うようにしておりますけれども、面談者の3人で、この学校に入ってどういうことをしたいかであったり、どうしてこの学校を選んだのかということを確認しております。

保護者の方には、通学も含めてどういう御支援が可能かの確認です。カウンセラーもおりますので、カウンセラーの方から、好きなものはどういうものだろうかというような、ざっくばらんにお話ができる雰囲気の中で、大体30分の枠を用意しておりますけれども、実際には15分程度で話をしています。

森田委員

生徒さんも、ここに行ったらどんな環境なのかなってちょっと不安もあったかもしれないです。情報が入って良かったと思いますし、お母様、お父様の場合も、どんな支援をしたらいいのか、毎日どうすればいいのかという情報も共有できたということかなと思います。

教育研究所副所長

先ほどの特別支援のところですけど、教育課程が特別支援の教育課程と違います。特別支援学級には特別支援学級の専用の特別な課程があるのですが、今回の場合は通常学級の特別の教育課程になりますので、その特性に合わせるということがなかなか難しいということがあります。

谷委員

文科省の考えとしてそうなっているということですよ。

特別支援学級にも不登校の生徒はいますよね。実際、特別支援学級にいてずっと不登校、それで希望しているという子供をどうするのかですよ。

教育研究所長

補足させていただきます。特別支援学級の情緒障害の学級については、確かに不登校の様相も支援学級の対象となるような文科省のお示しもあります。そういったところも踏まえて、特別支援学級が教育支援委員会での学校教育法施行令第22条の3という規定の中で適当と判断されたお子さんは、市立学校も含めた特別支援学級のカリキュラムで支援をしていくということになります。

そこで学校に行けない状況のお子さんは、担任や学校の中で支援をしていくということをまずやっていきます。その中で、今後、多様化学校も検討していく必要があるのであればそのときには、検討をしなければならないと思いますが、現在のところでは、特別支援学級の様相の中にもそういった不登校というところが入ってきていますので、そういったところの学びの場が適切と判断されたお子さんは、まずは、特別支援学級で学んでいただくということになります。

永野教育長

そのほかによろしいでしょうか。

続きまして、「令和7年12月市議会個人質問概要（教育委員関係）」について事務局から報告をしてください。

教育政策課長

「令和7年12月市議会個人質問概要（教育委員関係）」と書かれた資料を御覧ください。12月市議会定例会において、12月4日に行われました、議案質疑及び12月9日から15日までの期間に行われました個人質問につきまして、教育委員会に関する質問の概要を御報告いたします。教育委員会関係では、質問議員17人中10人の議員から48問の質問がありました。

多かった質問といたしましては、新県民体育館に関して13問、教員の働き方に関して8問、部活動の地域展開に関して4問等が挙げられておりました。詳細につきましては、資料を御覧いただければと思います。

永野教育長

質問等が多岐にわたっておりますが、何か御質問はありますか。

伴議員の方から、プール事故の和解について冒頭に質問がありました。議会の初日に和解金を支払う議決をいただいた後の質疑になります。12月議会の開会が5日ですので、和解日は5日をもって和解ということによろしいでしょうか。

学校教育課副参事

議会では4日に承認いただきました。

永野教育長

その後は、双方の弁護士さんのやり取りですか。そういうことで、和解に至ったということです。

教育政策課長

伴議員の質疑があった後に、議会での議決をいただきましたのが4日です。

永野教育長

説明をして質疑があつて、議決をいただきました。

谷委員

このプール事故の和解についての、「損害賠償額が多いのか少ないのか市長の考えを伺う」という質問をどうお答えになったのですか。

学校教育課副参事

多いのか少ないのかという御質問がありましたけれども、代理人を通じて、根拠法令に基づいて、できる限りの金額を算定した上で決定しましたということで、多い少ないかというよりも過去の事例を参考にした上で、最大限の金額設定の方を代理人とともにしたというお答えになったかと思えます。こちらの最大限の金額ということで答弁をさせていただきました。

谷委員

遺族の方は納得しているわけですね。市長とも教育長とも話をしていますね。

永野教育長

これは、僕の立場から言えば、和解金ということで合意を得ているのですが、お気持ちはやはりお子さんを亡くして、これからの生活の中で自分たちが向き合っていかなければいけないという気持ちをまだまだ整理できないのは当然のことだと思いますし、痛みはずっと続いていくと思います。

そういう意味で、和解をしたからといって、私たちの向き合い方が変わるものではありません。解決したからこれで良しみたいなのは一切思っておりません。これからも同様に保護者の方に向き合っていきたいと思えます。できる限り月命日もお邪魔をしてお気持ちをお伺いしながら、ごきょうだいもいますので、学力保証も含めていろんなお話をお互いにしていきたいなと思っております。

そのほかによろしいでしょうか。

続きまして、日程第2、前回12月臨時会からの継続審議となっております、市教委第54号「審査請求に対する裁決について」を議題といたします。本件につきましては、個人情報を含む案件であるため、秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

永野教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時

署名

教育長 _____

5番委員 _____